不足額給付金(※)申請書

※ 不足額給付金とは、令和6年に支給した調整給付金(当初給付分)^注の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた人などに対し、当該不足する額を支給するものです。

「注:調整給付金(当初給付分)とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった(=定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は 、令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った)方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

支給市区町村

(令和7年度個人住民税の課税市区町村)

東近江市長 様

′ 市区町村 、受付印

※本様式は、不足額給付金の支給対象となりうる人で、申請が必要な人が使用するものです。

【本様式での申請が必要な人】

- ●令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税額がいずれも0円の人かつ 令和6年分の非課税世帯(又は均等割のみ世帯)向け給付を、世帯主又は世帯員として受給していない人であって、
 - 青色事業専従者 又は 事業専従者である人
 - -合計所得金額が48万円超である人

【誓約・同意事項】※全ての項目を確認し、口にチェック(レ)してください。

- □ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。
- 次の支給要件に該当する場合、原則として<u>4万円(**)</u>が支給されます。市区町村における確認の結果、支給要件に該 **1** 当しなかった場合には調整給付金(不足額給付分)は支給されません。

※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円

【支給要件】

- 以下のいずれかの条件を満たすこと。
- 令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者のうち、 定額減税及び調整給付金(当初給付分)の支給対象とならず、また、令和5年度、令和6年度に実施された低所得世帯 向け給付を受給しなかった。
- ・ 地人税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の 規定による事業専従者で、定額減税及び調整給付金(当初給付分)の対象とならず、また、令和5年度、令和6年度に 実施された低所得世帯向け給付を受給しなかった。
- ② 調整給付金(不足額給付分)の支給要件の該当性等を審査等するため、市区町村が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

1. 申請者

(フリガナ) 氏 名	性別	生年月日	現住	所
	男・女	明治·大正·昭和·平成 年 月 日	電話 ()

【代理申請を行う場合】

	- T C						
代	(フリガナ) 代理人氏名	本人との 関係	性別	代理人生年月日		代理人现	見 住 所
理 人			男・女	明治·大正·昭和·平成 年 月 日	電話	()
上	上記の者を代理人と認め、 調整給付金(不足額給付分)申請書の提出を委任します。				署名		

裏面も必ず御確認ください。

□ ①マイナポータル等で登録済みの申請者名義の公金受取口座への振込を希望します。(通帳等の写しは不要) ※マイナポータル等から公金受取口座を登録していることが必要です。						
□ ②下記の現に使用している申請者名義の口座への振込を希望します。(通帳等の写しは不要) □ 水道料引落口座 □ 住民税等の引落口座 □ 児童手当等の受給口座 (希望する場合はいずれか1つをチェック) ※ この口座への振込を希望する場合、当該口座の確認について、税部局等に照会することを承諾します。						
□ ③ 下記の口座 への振込を希望します。 (通帳等の写しを本様式に添付する必要があります 。長期間入出金のない口座を記入しないでください。)						
金融機関名 支店名 分類 (<u>falso</u> でお書きください。) 口座番号 (falso)でお書きください。) 次「申請者」名義に限る。 1.銀行 5.農協 ****・********************************						
1.銀行 3.展協						
ゆうちょ銀行 通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄に御記入ください。) 通帳番号 (右詰めで御記入ください。) 口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください。 ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上又はキャッシュカードに記載された記号・番号を御記入ください。 ※						
※ 金融機関の口座がない人、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる人など、どうしても口座による受け取りができない人は、東近 江市福祉政策課(電話0748-24-5512)までお問い合わせください。						
提出書類						
□ 『調整給付金(不足額給付分) 申請書』(本書類)※ 必要事項を御記入ください。						
誓約・同意事項(表面中段)						
申請者(又は代理人)の氏名など(表面下部)						
振込口座(裏面上部)						
署名(裏面下部)						
□ 『令和6年分所得税の源泉徴収票 又は 確定申告書の写し(コピー)』※ 受給要件の確認に必要な令和6年所得税額等が分かる上記書類の写し(コピー)を御用意ください。						
□ 『事業主の令和6年分所得税確定申告書 又は 青色事業専従者に関する届出書の写し(コピー)等』※ 青色事業専従者又は事業専従者である人のみ御用意ください。						
□ 『令和6年度個人住民税の納税通知書 又は 課税証明書の写し(コピー)』 ※ 受給要件の確認に必要な令和6年度個人住民税額等が分かる上記書類の写し(コピー)を御用意ください。						
□『住民票の写し』						
 □ 『世帯員全員の令和5年度及び令和6年度個人住民税の課税証明書の写し(コピー)』						
□ 『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』※ 申請者の<u>運転免許証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)</u>を 御用意ください。						
 ■ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』(「2. 振込口座」で③をチェックした人のみ) ※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を御用意ください。 						
(【誓約・同意事項】のチェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。 (チェック漏れや提出書類の不備がある場合、不足額給付金の給付のお知らせが送付できません。)						
本申立ての内容に相違ありません。						
令和 年 月 日 申請者氏名						

2. 振込口座(原則として申請の口座とします。)

以下のいずれか一つのチェック欄(口)にレを入れてください。